



平成 28 年 6 月 9 日

株 主 各 位

会 社 名 株式会社ヤマト  
 代表者名 代表取締役社長 新井孝雄  
 (コード番号：1967 東証第一部)  
 問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 藤原昌幸  
 (TEL 027-290-1800)

「第 71 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正（再訂正）について

平成 28 年 5 月 27 日付でご送付いたしました、当社「第 71 回定時株主総会招集ご通知」の記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。なお当該訂正箇所につきましては、平成 28 年 6 月 2 日付で本ウェブサイトへ掲載いたしました。当該「第 71 回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について」の記載内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、改めて訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】

第 71 回定時株主総会招集ご通知 書面 38 ページに記載の「株主総会参考書類 第 4 号議案 定款一部変更の件」に関する第 15 条、第 16 条、第 26 条について訂正いたします。

(訂正箇所は、二重下線で表示しております。)

(訂正前)

現行定款	変更案
<p>(招集権者)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのあるほかは、取締役会の決議にもとづいて<u>取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>ただし<u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(招集権者)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのあるほかは、取締役会の決議にもとづいて<u>代表取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>ただし<u>代表取締役</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>(議 長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>ただし<u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(議 長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれに 当たる。</p> <p>ただし<u>代表取締役</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前に発する。</p> <p>3. 取締役会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>4. 前 2 項の規定につき<u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>5. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみます。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>代表取締役</u>が招集し、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前に発する。</p> <p>3. 取締役会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>4. 前 2 項の規定につき<u>代表取締役</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>5. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみます。</p>

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(招集権者)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのあるほかは、取締役会の決議にもとづいて<u>取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>ただし<u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ<u>定めた順序</u>により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(招集権者)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのあるほかは、取締役会の決議にもとづいて<u>代表取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>ただし<u>代表取締役</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ<u>定めた順序</u>により他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>(議 長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>ただし<u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ<u>定めた順序</u>により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(議 長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれに 当たる。</p> <p>ただし<u>代表取締役</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ<u>定めた順序</u>により他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。 <u>ただし緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>3. 取締役会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>4. 前2項の規定につき<u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ<u>定めた順序</u>により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>5. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものと<u>みなす</u>。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>代表取締役</u>が招集し、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。 <u>ただし緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>3. 取締役会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>4. 前2項の規定につき<u>代表取締役</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ<u>定めた順序</u>により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>5. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものと<u>みなす</u>。</p>

以 上